

会津坂下町いじめ防止基本方針（案）に対するパブリック・コメント

No.	項目	内容	意見の取扱い・回答
1	P 1 はじめに	【追記事項】 会津坂下町は２０１４年（平成２６年）中学校においていじめの重大事案が発生した。中学校では３０日以上欠席していたにもかかわらず重大事案として教育委員会に報告することができず、保護者の訴えによって第三者委員会による調査が行われた。その際、生徒の人権への配慮や十分な説明、何より本来保護されるべき被害生徒を守ることもなく禁足措置（授業の休み時間トイレ以外に出てはいけない）をとったことを深く謝罪する。この反省を深くふまえ、今後、こどもの権利条約の学習を教師が行うことを必須とする。いじめの犯人探しを行うための連帯責任をとまなう懲罰や、指導は一切禁止する。	文中に「このような状況下において、２０１４年（平成２６年）に町立坂下中学校でいじめ重大事態が発生したが、当時は、法に対応した十分な組織体制に基づく解決を行う準備が整っていなかった。」と追記をし、過去に発生したいじめ重大事態を忘れることなく、当時の対応を振り返り基本方針を策定した意図を示しました。

No.	項目	内容	意見の取扱い・回答
2	P 3 4 いじめ防止等に関する基本的考え方 (2) いじめの早期発見	【追記事項】 いじめ当事者、保護者は、いじめに遭った場合学校や教育委員会以外に通報ができる。その際の個人情報に関しては本人の希望により秘匿できる。(外部通報システムをつくってください)	「ふくしま24時間こどもSOS」や「ダイヤルSOS」をはじめ、福島県弁護士会や福島県警等で行っている相談窓口を周知してまいります。

No.	項目	内容	意見の取扱い・回答
3	P 4 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 1 いじめ防止等のために町・教育委員会が実施する施策	【追記事項】 ①児童生徒が誰もが固有に持っている人権理解を促進する。そのために基本理念である「こどもの権利条約」に関する学習を毎年行い、教師、生徒、保護者が被害児童生徒ために何を守ることが、こどもの育ちにとって必須なのかを習熟する。こどもの権利擁護こそが、いじめ防止に最も必要な施策であることを全ての関係者の合意事項にする。	第2-1-(2)-⑩の文言中「教職員がこどもの人権等について理解を深め」を「教職員がこどもの権利条約について理解を深め」に修正をし、権利の根拠を明確にしました。

No.	項目	内容	意見の取扱い・回答
4	P 8 (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 ① いじめの防止	○ 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。 【上記を以下のとおり修正】 ○ 教職員がいじめに関わるときは、これまでの知見を学習し、弁護士等の助言を得ながら、こどもへの権利侵害がないようにする。特にいじめ被害者が十分に保護される状況を第一に考え対応する。また、教師はいじめ加害者を特定することを目的に、手段を選ばずに、本人の経験や思い込みで指導することは一切許されない。学校長は、教師のいじめ指導について全ての責任を持つ。	文中に「特に、いじめ被害者が十分に保護される状況を第一に考え」と追記し、いじめ被害者の権利擁護の視点を加えました。

No.	項目	内容	意見の取扱い・回答
5	P 8 (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 ③ いじめに対する措置	学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。 【上記を以下のとおり修正】 学校長は、いじめの報告を受けた場合、速やかに事実を把握して、調査をする必要がある。解決についての判断を教師の判断に任せることなく、その職責において教育委員会と速やかに協議を行い、判断し、対応する。学校の生徒指導委員会や学年の教師の判断に任せることをしない。もし、いじめの報告が速やかに行われない場合は、当該教師は何らかの再教育、指導を受けなければならない。	文中に「なお、学校長は、いじめが疑われる情報を把握した場合は、速やかに教育委員会に報告し対応に関する助言を受ける。」を追記し、迅速で適切な対応につなげます。

No.	項目	内容	意見の取扱い・回答
6	10P 第3 重大事態への対処 5 調査を行うための組織	学校が調査する場合は、「学校いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織が行う。教育委員会が調査する場合は、「会津坂下町いじめ問題専門委員会」が行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。 【上記を以下のとおり修正】 調査は日本弁護士連合会が定めた「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」（2018年9月20日）に基づき、調査のための組織の設置主体から第三者委員の独立性を担保するために、以下の注意事項を特に遵守すること。 （1）第三者委員会の目的や役割を、個別事例に合わせて明確にし、推薦団体に委員の依頼すること。 （2）調査を行う際に、当該いじめ被害の状況の詳細を理解するために、十分な予算	文末に「なお、調査委員の選定等は、日本弁護士連合会が定めた「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」（2018年9月20日）に基づくものとする。」を追記し、公平で中立的な第三者による調査を行います。

No.	項目	内容	意見の取扱い・回答
		を確保し、経費が不足することで十分な調査が行えなかったということのないようにする。 (3) 事務局について 調査委員会の庶務を行う事務局員は調査対象にもなりうる。よって、事務局担当について教育委員会職員を避ける。日頃関係ない部署の職員が対応すること。場合によっては、第三者委員会の調査を補填するための調査委員を外部の人材に委嘱し、調査を行い、調査結果における中立性を確保する。 (4) いじめ被害者、保護者の要望を聞いた上で、人選を行う。その際に、委員としての判断材料となるようなこれまで書いた文章や経歴などの資料を事前に準備する。	

No.	項目	内容	意見の取扱い・回答
7	P 1 2 7 調査結果の提供及び報告 (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	【追記事項】 学校における児童生徒に行ったアンケート結果は、会津坂下町が被告として受けた福島地裁令和2年12月1日の判決を踏まえ、会津坂下町情報公開条例(以下「本件条例」)の6条2号(個人に関する情報の不開示)及び6条7号(町の機関が行う事務事業に関する情報の不開示)を理由に、開示をされないということは認められない。よって、アンケート結果を、個人情報に関わる部分に配慮し、原則開示とする。	アンケート結果については、7 調査結果の提供及び報告、(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任、①のとおり適切に対応してまいります。